吉川市長　中原　恵人　様

2021年度吉川市の施策並びに

予算編成に対する要望書

2020年10月27日

日本共産党吉川市議員団

団 長　 雪田きよみ

遠藤　義法

飯島　正義

吉川市2021年度予算要望書提出にあたって

新型コロナウイルス感染症は、感染の不安・生命の不安を多くの市民に与えました。三密を避ける生活は、精神的なストレスを大きくする要因ともなっています。
　補償なき自粛が長期にわたって続いたことの影響が、顕在化しています。今年4～6月の国内総生産（GDP）は前年同期比7.8％減、過去最悪の落ち込みとなりました。個人消費の落ち込みは、企業経営にも大きな影響を与え、コロナ関連の経営破綻は650件を超えたと報道されています。特に非正規職員を中心に雇用が奪われ、生活の困窮や生活保護申請者の急増など社会経済的な被害を生み出しています。
　当議員団が今年も行った市民アンケートでは、「コロナの影響で解雇され、再就職もみつからない」（20歳代）「6月は前年比マイナス60％の業績悪化、７～8月もマイナス30％」（30歳代）など悲痛な声が多く寄せられています。
　こうした状況は、今後さらに深刻化する可能性が高いと思われます。市民のいのちとくらし・経済をいかに守るか、市にはかつて直面したことのない課題が求められています。
　一方で北極の氷の解けだしによる海面上昇、巨大台風等による豪雨水害の頻発など、気候変動はもはや「気候非常事態」「気候危機」と呼ばれる事態となっています。気候変動を抑制する経済・社会への転換が求められています。
　特に川に挟まれた吉川市では、治水対策の迅速かつ確実な実施や避難所対策を充実させることが喫緊の課題となっています。市民アンケートの結果では、駅南地域の方々が市に望む施策として一番にあげたのが「治水対策」でした。中川の治水に多くの市民が不安を抱いていることが明確に示された集計結果でした。
　10月25日、中米ホンジュラスが核兵器禁止条約を批准し、批准した国・地域は条約発効に必要な50か国に達しました。来年1月22日、初めて核兵器を全面禁止する条約が発効されることになりました。残念ながら日本政府は条約批准に後ろ向きです。唯一の被爆国日本が、世界の中でどのような姿勢をとるのかが今問われています。平和と民主主義を守る教育が、今一層重視されなければなりません。
　10月26日、国会で菅義偉首相が行った施政方針演説では、「自助」「共助」「公助」が強調されました。この間の政府の方針は「公助」を削り、「自助」「共助」が強調される内容のものでした。この方向性は菅政権でも継続されるものと思われます。しかしコロナ禍で格差は一層拡大しています。憲法25条に保障された｢健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、十分に保障されなければなりません。
　市民アンケートの市に望む施策で最も多かったのは「介護保険料の減額」、次いで多かったんは「国民健康保険税の減額」でした。地方自治の本旨「住民福祉の増進」が存分に発揮される市政運営に期待します。
　困難が重なるなかでの市政運営に心から敬意を表し、予算要望書を提出させていただきます。
　要望につきましては、2月初旬までに文書による回答をお願いいたします。

　　　１．新型コロナ禍のもと市の財政確立と地方自治の拡充を

１．予算編成にあたっては、新型コロナ禍の中で、市民生活・営業を守るため、コロナ対策、くらし、福祉・教育を最優先として編成すること。

２．新型コロナウイルス感染症の影響により、税収等の落ち込みが懸念されることから、地方交付税等財源確保措置を国に求めること。

３．地方交付税交付金のトップランナー方式はやめることを国に求めること。

４．地方交付税の財源である国税の割合を見直して財源を確保し、臨時財政対策債をやめて本来の地方交付税措置とするよう国に求めること。

５．社会保障や教育関連の最低基準を堅持し、その財源に責任を持つよう国に求めること。

６．新型コロナ禍の下で、新たな市民負担増、サービス低下はしないこと。

７．財政調整基金などの積立金を活用し、市民負担の軽減、市民要求の実現に充てること。

７．高齢者等自然増に伴う諸制度の歳出額を確保するよう国に求めること。

８．所得や収入に応じた税制改正を図るよう国へ要請すること。特に、大企業優遇税制をあらため、中小企業並の負担を求めること。

９．消費税５％への引き下げを国に要請すること。

２．平和・民主主義・男女共同参画の市政を

１．市の平和事業をさらに充実するために、広島の高校生が描いた「原爆の絵」のパネルを展示するなどの充実、子どもたちに語り継ぐ活動を支援すること。広島・長崎の平和記念式典に市職員や中学生を含めた市民を派遣すること。

２．ドメステック・バイオレンス等の被害者に対して自立支援施設・施策の充実をより一層すすめること。加害者更生の取り組みについて、体制の強化を図ること。

３．性暴力被害者への支援のさらなる拡充を図ること。関係機関・団体と協力して、病院型のワンストップ支援センターを東部地域に設置するよう県に求めること。

４．性暴力被害者支援条例を制定すること。

５．ＬＧＢТ（性的マイノリティー）の人権を尊重し差別をなくすために、わかりやすいパンフレット、ポスターによる啓発を積極的に実施すること。

６．パワーハラスメント、セクシャルハラスメントについて職員の認識を高める研修の実施、相談体制を徹底すること。

７．パートナーシップ認証制度を創設すること。

８．横田・入間基地から軍用機訓練飛行を県内上空で行わないよう国・県に求めること。実施された場合の訓練回数を掌握し、市民に公表すること。

８．オスプレイの重大事故が多発しているなか横田、木更津基地に配備が強行された。国・県に対してオスプレイ配備撤退を申し入れること。

９．18年８月14日、全国知事会が日米両政府に提言した「日米地位協定の見直し」をすすめるよう政府に求めること。

10．核兵器禁止条約の署名国が84、批准国が50カ国に達し（20年10月25日現在）、条約が21年１月22日法制化される。50年前に制定されたＮＰТ（核兵器不拡散条約）と核兵器禁止条約は、ともに核兵器廃絶に不可欠な条約である。被爆国日本が核兵器禁止条約に調印、批准するよう国に申し入れること。

３．市民のくらし・福祉・健康を守るために

* 国民健康保険・生活保護等について

１．国民皆保険制度を支える国民健康保険制度へ国庫負担金の増額を国に求めること。国の3,400億円の財政支援の増額を求めること。

２．国保の広域化に伴い新たな保険者となった埼玉県に対し、一般会計から国保会計への繰り入れを増額するよう求めること。

３．一般会計から国保会計への繰り入れを５年間で２分の１にする計画であるが、繰り入れを減らさず増額し、国保税を引き下げること。

４．18歳未満の国保加入者の均等割をなくすこと。

５．国保税滞納世帯への強引な差押えはしないこと。短期保険者証、資格証明書の発行は重病化、命に関わることでありやめること。

６．医療機関に受診することができずに闘病生活を送っている方、死亡した事例の有無、その数を調査し、対策を講じること。

７．国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成の増額を県に求めること。

８．国に対し、国民健康保険被用者も傷病手当の法定給付を要求し、国の助成を出産育児一時金以外も対象とするよう要求すること。コロナ後も施策の継続を求めること。

９．健康の意識づくり向上、病気の早期発見のため健診項目の拡充、人間ドックへの補助金制度をただちに設けること。

10．生活困窮者のために市営住宅を建設すること。また民間住宅の借り上げをするなど、市の責任を果たすこと。

11．生活保護受給者でもサービス付き高齢者住宅やグループホーム等入所できるよう支援を行うこと。

12．生活保護制度の老齢加算の復活、夏季加算の創設、吉川市の級地の引き上げを国に要求すること。

13．生活保護制度は国民の権利であること、生保バッシングの不当性を広く市民に知らせること。

14．生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者の生活実態を把握し、支援策を強めること。

15．税金の収納業務は人権や生活実態、将来への生活不安に配慮し、担税能力にみあったきめ細かな対応をすること。

* 介護・高齢者福祉について

１．介護職員の処遇改善は、「経験・技能のある介護職員の重点化」ではなく抜本的改善をするよう国に求めること。

２．介護職員確保に向けて、独自の施策を行うこと。

３．要介護１～５の生活援助と通所介護を介護保険から外さないよう、国に求めること。

４．介護保険国庫負担を元の２分の1に戻して、保険料・利用料の軽減、安定した介護保険制度にすることを国に求めること。

５．介護保険の調整交付金５％は、全額交付することを強く国に求めること。５％に満たない時は、基金を取り崩して補填し、介護保険料を引き下げること。

６．介護保険利用料の『負担限度額認定証』を、第１～第５段階の全ての利用者に対して、全てのサービスを対象に実施すること。

７．介護保険料の滞納未納を理由にした介護保険サービス利用料の償還払い化をやめること。

８．ヤングケアラーの実態調査を行い、対策を講じること。

９．駅南地域に第４地域包括支援センターを設置すること。

10．市直営の包括支援センターを設置し、年齢・性別を問わずあらゆる課題（虐待等）に対応する総合相談窓口として、その課題に対応すること。また各支援センターの中核的役割を担うこと。

11．市内介護事業所の実態を把握し、介護報酬の引き上げを国に求めること。

12．後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう国に求めること。75歳以上の高齢者医療費負担の引き上げはしないよう国に求めること。

13．配食サービス・入院見舞金・家賃補助等の福祉施策の拡充を図ること。

14．配食サービスの給食内容を利用者の希望を聞いて改善すること。

15．外出支援サービス利用の対象範囲を要介護２以上として、高齢者の外出支援を進めること。

16．要介護者の通院の実態を調査し、通院介助ができるヘルパー派遣制度を市の事業として実施すること。

17．紙おむつ支給制度を入院中は「おむつ代支給制度」として、おむつ代を助成すること。

18．高齢難聴者の補聴器購入費用助成制度をつくること。

19．高齢者の健康増進に向けて、フレイル予防を更に促進すること。特に貧困世帯に注視し、社会的孤立の防止に向けた取り組みを講じること。図書館を活用したフレイル予防に取り組むこと。

* 障がい者福祉について

１．養護学校卒業生、中途障がい者への訓練等、支援の充実を図ること。

また、障がい者就労の実態調査を行うこと。

２．特別支援学校を卒業後も安心して暮らせるよう、障がい者就労支援事業所の拡充・充実をはかること。実態を掌握すること。

３．民間の障がい者法定雇用率の実態を調査、厳守を指導し、就労環境の整備を進めること。

４．グループホームのニーズ調査を実施し、市として精神・知的・身体障がい者の入所施設の整備を早急に進めること。

５．事業所・施設の就労支援の施策を強化すること。そのためにも就労支援検討委員会を設置して、障がい者就労支援計画を策定すること。

６．精神障がい者保険福祉手帳を取得した精神障がい者に対し、障害年金の認定基準を見直すよう国に求めること。

７．精神障がい者保健福祉手帳２級を取得した精神障がい者に対し、市独自の年金制度を設けること。

８．障害福祉施設への補助の拡充を国・県に求め、また市独自の支援策を拡充すること。

９．障がい者（児）の外出支援の実態を把握し、要望に応えるよう拡充を図ること。

10．重度訪問介護を担うホームヘルパーの確保に努めること。

11．聴覚・視覚障がい者等の情報格差を是正するため、庁舎など公的施設に手話通訳・点字通訳等を配置すること。

12．手話言語条例を具体化する施策計画を策定し、推進すること。

13．障がい者施設の安全確保に努めること。障がい者ヘイトを無くすための対策を強化すること。

14．重度心身障がい者医療費支給について、65歳以上で新たに認定される方及び一定所得以上の方々の医療費支給を元に戻すことを県に要望すること。市は独自に助成を行うこと。

* 子育て支援について

１．入所希望者が保育所に入所できるよう、体制をとること。

２．民間保育園の土地・家屋など賃借料に格差を生じないよう対処すること。

３．民間保育士1人当たりの委託給付費を増額し、基本給が引き上げられるよう国に求めること。

４．民間に働く保育士の処遇を公立並みとするため市の独自補助を拡充するなど、保育士確保困難を解消すること。

1. 公立保育所の非正規保育士を正規職員とすること。
2. 保育の質向上のため園庭の確保など民間保育園と協議し、支援策を講じること。
3. 保育料無償化の対象年齢を０～２歳も含めるよう、国に求めること。
4. 障がい児保育の拡充をさらに図ること。
5. 土曜日の保育時間を公立保育所でも午後７時まで行うこと。

10．子ども医療費無料制度は、国の制度として実施するよう国に求めること。市は対象年齢を18歳まで拡充すること。

11．児童手当を18歳まで引き上げるよう国に求めること。

12．子ども医療費の窓口払い制度などを実施している自治体へのペナルティーを就学以降についてもやめるよう国に求めること。

13．子どもの居場所づくりの施設として、各中学校区に児童館をつくること。

14．適応指導教室「宙」以外に、不登校児童の居場所をつくること。

15．不登校児童生徒の中学卒業以降の支援が長期のひきこもりを防ぐ重要な施策と考える。担当を位置づけ、生活状況について実態調査を行うなど、支援の仕組みを早急に確立すること。

16．児童手当の財源は、国が責任をもつことを求めること。

17．子どもの虐待対策を講じること。保育施設等における性暴力の実態調査を行うこと。

18．子ども食堂へふるさと納税を活用して補助を行うこと。

* 地域医療、保健充実のために

１．医師・看護師を計画的に増員するための県内公立大学に医学部を設置するよう国・県に求めること。また、埼玉県が行っている医学生への医学生への奨学金制度を周知し、医師の育成を図ること。

２．救急搬送のより一層の迅速化を図るため、東部二次保健医療圏への医師の確保をはじめ救急体制の充実を国・県に求めること。

３．「出産一時金」の範囲で出産できる施設の整備を図ること。市民の健康と医療向上のために産科のある総合病院を誘致すること。

４．新生児聴覚検査の費用助成制度を設けること。

５．三郷、吉川管内に保健所を設置するよう県に要望すること。

６．保健・予防事業を強化し、健診の自己負担額を軽減すること。

７．自殺対策を強化すること。いのちとくらしの相談員配置を継続すること。

８．個別健康診査補助を市外近隣医療機関も対象とすること。

９．入院医療費及び食事・療養費の負担限度額の制度周知を徹底し、負担軽減がなされていない人をなくすこと。

10．子どものインフルエンザワクチン接種に対する年齢引き上げと補助を増額したが、今後も施策を継続すること。

11．乳がんの発症リスクは11人に一人と言われる中、吉川市で乳がんで亡くなる人を無くすため、乳がん検診は30歳からを対象として実施すること。マンモグラフィーと併せてエコー検査を実施すること。

12．不妊検査及び治療に対して、検査費用・治療費健康保険適用を国で検討するとしている。実施を国に要望すること。

1. 生活基盤整備について

１．市民の足の確保は街づくりの要、根幹となる施策です。吉川の実情に合った交通網の整備をタクシー・バス事業者、市民、行政で協議し、タクシーチケット補助事業を含めて地域公共交通施策をまとめ、実施すること。

２．タクシーチケット補助事業を継続する場合、タクシー・バスチケットとし、対象者は市内全域で75歳以上とすること。

３．茨城急行バス、メート―観光バスを増発するよう求めること。

４．吉川駅の始発からの無人化をなくすようJRに求めること。

５．吉川駅にホームドアを設置すること。それまでは安全対策を十分確保できる人員を配置するようJRに求めること。

６．武蔵野線の始発時間を早めること。

７．吉川駅～吉川美南駅～市役所の循環バスのルートを変更し、増便すること。

８．市役所、栄町から吉川美南駅東口へのバスルートをバス事業者と協議し、道路整備を進めること。

９．吉川駅周辺歩道のインターロッキングブロックは凹凸があり危ないと、車いす、ベビーカー、杖使用者や高齢者から指摘されている。アスファルト舗装に改修し、バリアフリー化と歩道の安全を図ること。

10．きよみ野発、越谷市立病院経由越谷駅行きを復活するよう要望すること。

11．おあしす発、老人センター経由吉川駅行バスの土日、祝日午前５時台を増発するよう要望すること。

12．旭小学校、三輪野江小学校区に公園を求める声は長期に渡り強く要望されている。公園作りをすすめる事。

13．県道葛飾吉川松伏線の振動・騒音、大気汚染解消等の対策を講じること。旧市役所～吉川駅間の大型車規制を県に求めること。中央病院付近の歩道を車いすが通れるよう整備し安全対策を講じること。

14．３－３－４(三郷―吉川線)号線の道路拡幅計画・実施をかち橋交差点までの延伸を県に強く求めること。舗装の全面改修を早急に実施すること。

15．関会野谷線の車両通行による振動・騒音等の為、速度制限、重量制限を講じる事。

16．駅南、美南地区の調整池及び下流の雑草対策を県に求めること。市、県の雑草刈取回数を増やし市内美化、安全をはかること。

17．県道、市道の歩道部分の雑草刈りが行われていないのが目立つ。自転車、歩行者にとって安全のため草刈りを道路パトロール時に点検し、すみやかな対応を行うこと。

18．生活道路舗装、補修費、排水路の整備と清掃費などの予算は市民要望に充分応えるものに増額すること。補修計画を当初で明らかにすること。

19．歩道にある樹木の手入れを定期的に行うこと。

20．大場川、上第二大場川の早期改修と雑木の撤去を県に要望すること。

21．道路路面上の消えかかっている白線表示を定期的に行うこと。

22．自転車道と歩道を分離し、安全確保を図ること。

５．安全で快適な市民生活をすすめるために

* 放射線対策について

１．福島第一原発事故による放射能汚染土を公園、校庭などに埋設した。事故後９年以上経ち、埋設除染土について場所など含め認識していない市民もいる。子育て、学校関係者等への周知徹底を改めて図ると共に、安全の確認、対策を実施すること。

２．放射線汚染残土の最終処分を国に求めること。

３．東海第二原発は再稼働しないように国及び関係機関に求めること。

４．東海第二原発再稼働に向けての周辺住民の避難計画については、その内容を分かりやすく市民に公表すること。又、今後の協議においては吉川市民の避難計画を策定して吉川市民の安全を最優先にした避難計画を作成すること。

* 防災対策について

１．災害時の避難所を増設すること。

２．地域ごとの避難場所を決め、市民に周知すること。

３．旧市役所跡に防災センター、避難所を設置すること。

４．災害時要支援者の個別避難計画を、自主防災組織や自治会と認識を共有する中で早急に策定すること。同時に定期的な確認、避難訓練を行うこと。

５．避難所開設ＨＵＧ（ハグ）訓練を実施すること。

６．橋梁の修繕をさらに促進すること。国に財源処置を求めること。

７．市内公共施設の個別施設修繕計画に従い、補強工事計画を公表し実施すること。

８．コロナ禍の中で公共施設マネジメントの取り組みについては、市民の暮らしや福祉、子育て、文化スポーツ活動をより前進させることを優先すること。

９．木造住宅耐震補強工事に対する補助の周知をはかること。補助はうけやすく

改善すること。

10．住宅密集市街地の防災対策を計画に沿ってすすめること。住民に徹底して減災対策を実施すること。

11．消防の広域化は行わないこと。

12．総合治水対策を計画し、実施すること。 吉川駅前の治水対策を講じること。

13．中川堤防整備、浚渫を国に強く求めること。

14．Ｕ字溝、側溝の清掃を市が責任を持って実施すること。

15．排水路清掃要綱を見直し、市が責任をもって行うこと。

16．新きぼりの改修を全区間で対象にした計画を早く作ること。

①周辺の逸水を防ぐこと。

②三郷境の堰を解放出来る水質水準にすること。

③近隣の新きぼりへ流入する水路を早急に調査し、計画的に改修すること。

17．保３～４区（南中学校周辺）の浸水対策を急ぐこと。

18．防災無線は市民のみんなに聞こえるように、設置場所、高さ、スピーカーの方向を再検討すること。防災無線応答サービス、安心・安全メールサービス、吉川市防災情報ツイッターの更なる周知を図ること。個別受信機の設置を進めること。ＳＮＳエリアテレビを検討すること。

* 市民生活について

１．吉川美南駅周辺に市民サービスセンターを設置すること。

２．引き続き資材置き場の近隣環境影響調査（夜間、早朝の騒音、隣接道路、水路の影響、粉塵公害、光公害）を行い公表すること。定期的パトロールと影響チェックを行い、環境保全を行うこと。

３．資材置き場設置条例を早期に制定し、調整地域での無秩序な乱立を防ぐこと。

４．再生可能のエネルギーを推進し、太陽光発電設置の補助額を増額すること。蓄電池の補助を新設すること。

５．リサイクル意識の啓蒙を行い卵パック、食品トレー等のプラスチック類の資源化をさらにすすめる工夫を行い、可燃ごみの減量を減らす施策を講じること。 雑紙回収の徹底を図ること。

６．東埼玉資源環境組合の各自治体負担割合の見直しをはかること。

７．街灯を増設すること。基準を見直すこと。

８．上第二大場川、西大場川、木売落としの浄化を促進すること。

９．公園の草刈りは定期的に行うこと。

10．都市計画税を軽減すること。

６．産業振興と地域経済の活性化のために

* 産業振興について

１．住宅改修補助事業制度の補助総額を増やし、市民要望に応えられるようにすること。

２．商店にも適用できるリフォーム助成制度を支援する体制を強化すること。

３．2009年9月市議会で請願を採択、意見書を送付した、所得税法第56条を廃止し、白色専従者の経費も給与として認めるよう国に働きかけること。

* 農業について

１．農産物の輸入増に伴う安全性の確保を国に求めること。

２．ＴＰＰ・日米ＦＴＡをやめるよう国に要請すること。 輪入自由化推進路線を改め、食料自給率を引き上げ、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮するよう、国に要望すること。

３．種子法の復活を国に求めること。

４．農業後継者の育成確保のため、後継者に対する無利子、長期の経営資金の提供、経営と生産技術の習得の提供、青年男女の交流機会の拡大に、県や農業協同組合と一体となって取り組むこと。非農家や他産業化からの農業への新規参入者の定着に力を入れ、一定期間の生活支援や資金、技術での総合的な拡充を県とともに行うこと。

５．学校給食で市内野菜などの消費を高めるため、生産者・教育委員会の連携をつよめること。

* 労働・雇用対策について

１．公契約条例を策定し、市発注の公共工事、公共サービスに関して適正な賃金が払われるようにすること。

２．青年・新卒者の正規労働者としての就労支援を行い、雇用の確保に努めること。

３．派遣労働者が正規労働者になれるよう労働派遣法の改正を国に求めること。

４．最低賃金の時給を引き上げるために市は率先して役割を果たすこと。

５．市職員の増員を図ること。非正規職員の正規化を図ること。技術職員の増員と養成を図ること。

６．職員と教職員の長時間勤務を改善するとともに、メンタルヘルス対策を抜本的に強化すること。

1. 教育の充実を

１．憲法と教育基本法に基づいた教育を推進すること。

２．少人数学級の実施を国に要望するとともに、市として拡充をはかること。そのためにも必要な教室数などの実状を調査すること。

３．市の教育大綱「**家族を　郷土を　愛し　志を立て　凛として生きてゆく**」を見直すこと。

４．特定の宗教に関わる『志教育プロジェクト』を活用した、教職員・ＰＴＡ・児童生徒を対象とした教育は行わないこと。

５．学校教育で、日の丸、君が代については、内心の自由を尊重し強要はしないこと。

６．美南小学校は今後全校児童数が1400人を上回る事が予測されている。子どもたちの学習環境にふさわしい規模とする為に、学校区の見直しを図り、対策を行　うこと。

７．全国一斉学力テストには参加しないこと。

８．学校給食費は無償とすること。

９．学校給食は地産地消で地元の食材を使う割合を増やすこと。現在米及び卵は100％市内産ですが、野菜の地産割合は低い現状。農業政策と併せて、野菜の地産地消率を向上すること。

10．学校配分予算を増額し、保護者負担の軽減、解消に努めること。

11．コロナ禍の中で、給付型奨学金制度の拡充を国に求めること。

12．就学援助について市独自に上乗せした基準を設けること。

13．国庫補助金の交付要綱改正の趣旨を踏まえ、PＴＡ会費とともにクラブ活動費の補助を行うこと。

14．学校図書室の職員の増員を図ること。専任の司書を計画的に配置すること。

15．学校の相談員の身分保障をする為に、全額県費負担制度を復活するよう県に求めること。

16．小学校のスクールカウンセラーは、現状の派遣時間では不十分であり、時間の拡充を図ること。

17．不登校の子どもたちの将来不安解消のため、進路情報などを当事者・保護者に伝えること。

18．適応指導教室「宙」は、不登校児童の個別状況に応じて柔軟に対応すること。

19．外国籍の児童生徒の日本語習得状況・学力・進学状況・不登校の現状を把握し、対策を講じること。学校での性暴力の実態調査を行うこと。

20．子どもたちのあらゆる悩みを気軽に相談できる「総合こども相談支援センター」窓口を少年センターに開設すること。

21．災害時の避難所として活用する小中学校の体育館にエアコンを設置すること。

22．小中学校、公共施設のトイレはすべて洋式化すること。

23．音楽室、図工室の防音対策を図ること。

24．特別支援学級に指導資格を持った教職員を増員すること。

25．正規の教職員の配置を増やすことを県に求めること。

26．学校で使用する防災頭巾、机の引き出しは公費で準備すること。

27．学校内の樹木の剪定は定期的に行い、害虫対策などに万全を期すこと。

28．ランドセルの軽量化をはかるために、学校・保護者・関係機関との連携を進めること。

29．吉川市文化芸術総合計画を策定し、演劇に特化せずあらゆる文化芸術振興を図ること。

30．中央公民館の調理室の湯沸かし器を補修し、利用者の利便性をはかること。

30．図書館サービスの更なる充実を図ること。

* 1. 駅南地域に図書館を設置すること。
	2. 障がい者、高齢者等への郵送貸出しを実施すること。
	3. 団体貸出しを活用し読書環境の充実をはかること。
	4. 図書館活動を利用したフレイル予防、対策の強化。